

行田はちまんマルシェ実行委員会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、行田はちまんマルシェ（以下「マルシェ」）において、農産物、農産物加工品、飲食物、手工芸品等の商品を、消費者に對面販売することにより、行田市の農業振興、地産地消の推進及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 この会は、行田はちまんマルシェ実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称し、事務所を行田市農政課内（行田市本丸2番20号）に置く。

(事業)

第3条 実行委員会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 行田はちまんマルシェの運営規程の策定
- (2) 出店希望者の審査及び調整
- (3) 農業振興及び地域貢献
- (4) 生産・販売活動に関する研修
- (5) その他、第1条の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第4条 実行委員会の事務局は、行田市環境経済部農政課に置く。

2 事務局長は農政課長が担うものとする。

第2章 会員

(資格)

第5条 実行委員会の会員は、次の各号のいずれか該当するもので、行田はちまんマルシェの趣旨に賛同し、組織の決まりを遵守できるものとする。

- (1) 農畜水産物等の一次産品を生産又は加工、販売する個人若しくは団体
- (2) 飲食物や手工芸品などを自ら生産する個人若しくは団体
- (3) 市内に商店や事業所を構える個人若しくは団体
- (4) 地域協力者
- (5) その他、会長が別に認める者

(会費)

第6条 実行委員会の会費は徴収しない。

第3章 役員

(役員)

第7条 マルシェを円滑に運営するため、実行委員会に次の役員を置く。なお、欠員等により役員が不足する時は、兼務を担うことができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 監事 若干名

(役員の任務)

第8条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が会務を総理できないと認められるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副会長が不在の場合は、事務局長がその職務を代理する。

3 会計は、実行委員会の会計・経理を担当する。

4 監事は、実行委員会の業務及び会計を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、その期間が満了したときにおいても、後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

(役員の報酬)

第10条 役員は無給とする。ただし、手当、旅費を支給することができる。

(役員の選任)

第11条 役員は総会において選任する。

第4章 会議

(会議の種類)

第12条 実行委員会の会議は、通常会議・定期総会・臨時総会・役員会とする。

(会議の開催)

第13条 定期総会は毎年1回開催する。

2 必要があると認められるときは、会長が臨時総会・役員会を開催する。

(会議の成立)

第14条 総会は会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(会議の議長)

第15条 会議の議長は、会長が務める。

(会議の議決)

第16条 会議の議決は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第5章 会計

(経費)

第17条 実行委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 補則

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、実行委員会に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 実行委員会に係わる必要な準備行為は、事務局長が行うことができる。

附 則

この規約は、令和5年8月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年6月24日から施行する。